第61回全国隣保館職員ブロック研修会基調

2024(令和6)年度

完全国隣保館連絡協議会

1. はじめに

隣保事業は、戦前から取り組まれてきており 1969 (昭和44)年の同和対策事業特別措置法により全国の被差別部落での諸活動の拠点として建設されてきました。そして、2002 (平成14)年法期限を迎え、一般対策として社会福祉事業法(現在の社会福祉法)の第2種社会福祉事業として、隣保館設置運営要綱に基づき原則として市町村が設置し、運営されてきています。

昨今、コロナパンデミックやウクライナとロシア、中東地域での戦争などにより、第2次世界大戦後の世界の社会システムが大きな転換点を迎えています。また、エネルギー資源や食料等の物価高騰による生活困窮者の増加や貧富の格差拡大等「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」である生存権(日本国憲法第25条)の基盤が揺らいでいます。そのような国内外の状況の中、水平社創立100年を超える時を経て、これからも差別撤廃、人権確立に向けた取り組みを再構築していくことが大きな課題であると共に、地域で誰もがより安心して暮らせるまちづくりが求められています。

隣保館は、「人と人が認め合い、人と人をつなぐ」というこれまでの取り組みの中で培われてきた思いと願いを込めて、「地域共生社会の実現」に向けた「地域づくり」の一翼を担えるよう、さらに人や地域に寄り添うために必要な取り組みを今後も緩めることなく前に進めて行きましょう

2. 隣保館を取りまく状況

(1) 補助制度の存続と行政的位置付け

1953 (昭和28) 年に厚生省が、市町村が同和地区 に隣保館を設置する場合、その建設費に対する補助 金を計上しました。これが戦後初めて国が行った 「同和行政」です。その後1960 (昭和35) 年には、 運営費に対しての補助制度が始まりました。同和行 政特別対策が始まる 1969 (昭和44) 年までに、全国 で278館がこの間に建設されました。敗戦後、民主 国家として生まれ変わった日本社会で、部落差別が 厳然として残り、その現象としての生活困難を相談 事業で解決していくという隣保館活動が重要視さ れたことがうかがえます。また、部落差別に対する 意識や偏見によって、公民館やさまざまな社会施設 から地域住民が排除され、その受け皿として隣保館 を必要とした歴史がありました。その後、特別対策 期に約700館が建設され全国で隣保館活動を展開し てきましたが、その重要な任務は、関係機関と連携 調整を図り、制度や対策を必要とする地区住民につ なぐ役割でした。また、ひとりの課題を地域の課題 として捉え、その解決を図る活動を通じて部落問題 解決の役割を果たし、さらに1980年代からは、「人 と人をつなぐ」啓発・交流活動も積極的に取り組んできました。

1996 (平成8) 年の地域改善対策協議会意見具申 では、『特別対策の終了、すなわち一般対策への移行 が、同和問題の早期解決を目指す取り組みの放棄を 意味するものではない。一般対策移行後は、従来に も増して、行政が基本的人権の尊重という目標をし っかりと見据え…』、『同和問題は過去の問題でない。 この問題の解決に向けた今後の取り組みを人権に かかわるあらゆる問題の解決につなげていくとい う、広がりをもった現実の課題である』との指摘と ともに、隣保館については、『周辺地区を含めた地域 社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民の拠 点となる開かれたコミュニティセンターとして、今 後一層発展していくことが望まれる。地域の実態把 握や住民相談といった基本的な機能に加え、教養文 化活動の充実や地域のボランティアグループとの 連携など地域社会に密着した総合的な活動を展開 し、さらにこれらの活動を通じて日常的生活に根ざ した啓発活動を行なうことが期待される。』とされ、 補助制度存続の意義付けとその後の隣保館の行政 的位置づけがなされました。

一方、「特別措置法」失効後、地方自治体の財政悪化や市町村合併などにより、人権・同和行政の見直しが全国的に進められています。しかしながら、このような中でも全国的にはこれまでの隣保館活動の成果をふまえ、引き続き隣保館を設置、継続するという市町村が多くを占めています。

(2) 人権をめぐる状況

この間、人権三法と呼ばれる個別の人権擁護のための法制定がされてきています。

2013 (平成 25) 年6月「障害者差別解消法」が成立し、2021 (令和3) 年5月に改正・強化されました。2016 (平成 28) 年6月施行の「ヘイトスピーチ解消法」、そして 2016 (平成 28) 年12月「部落差別解消推進法」が施行されました。また、2019 (令和元年) 年5月「アイヌ新法 (施策推進法)」が施行されました。また、各自治体では、個別の人権条例等も制定されて来ています。

しかし、その多くが理念法であるために、意図的な差別行為や違反事例に対しては規制をすることが十分できない現実があります。

そして、国連からは日本の批准した各種の人権条約に対して、より一層の具体化を求める勧告が出されています。さらに、日本の女性の社会的地位の低さは、国際的に指摘され、世界経済フォーラムがまとめた日本のジェンダーギャップ指数はG7では最下位となっています。

また、2024(令和6)年6月12日に、議員立法により「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、同年6月19日に公布・施行され、補償金の請求期限が2029(令和11)年11月21日まで5年間、延長されることとなりました。

ハンセン病家族補償法は、ハンセン病を巡る偏見 や差別など、家族が受けた精神的苦痛への補償として、元患者の配偶者ら家族に補償金が支給されるも のです。

部落差別解消推進法は、今なお厳存する部落差別 を公式に認知し、部落差別という用語を初めて法律 (公的文書) で明記したことに大きな意義がありま す。また、部落差別の解消を国及び地方公共団体の 責務とし、相談体制の充実や教育及び啓発、実態調 査の実施を明記しています。3事業(相談体制・教 育啓発・実態調査)について、法務省人権擁護局か ら「インターネット上の同和地区に関する識別情報 の指示事案の立件及び処理について」(2018 (平成30) 年12月27日)、「インターネット上の不当な差別言 動に係る事案の立件及び処理について」(2019 (平成 31) 年3月8日)、「選挙運動・政治運動として行わ れる不当な差別言動への対応について」(2019 (平成 31) 年3月12日) の依命通知がなされる現状であ り、その背景にインターネット上の差別行為が広ま っている現実が存在しています。

一方、地方においては、2017 (平成29) 年12月 に兵庫県たつの市で、「部落差別の解消の推進に関 する条例」が成立し、翌年4月から施行されていま す。その後、熊本県菊池市、兵庫県加東市、和歌山 県湯浅町、大分県九重町・豊後高田市、福岡県田川 市・中間市で『部落差別』を冠した条例が成立し、 2019 (平成31) 年2月には都道府県初となる『部落 差別の解消の推進に関する条例』が福岡県議会で可 決され、続く3月には奈良県議会で可決成立し3月 22日に公布・施行されています。条例の内容も2019 (令和1) 年 10 月に施行された和歌山県湯浅町条 例では、第5条「相談体制の充実」で、"部落差別に 関する相談窓口を隣保館に設置し、隣保館に相談員 を置く。"としています。このように、国の取組を加 速させるためにも、地方からの発信が重要になりま す。

(3) 地域を取り巻く実態の変化

少子化・高齢化が、進行しています。地域差があるとしても、空き家が増え公営住宅にも空き室が目立つようになりました。高齢者世帯や高齢者の一人住まいも多くなり、地域の高齢化率も高くなってきています。地域によっては、子ども達が非常に少なくなって、子ども食堂などを開催しようにも子ども

が集まらないという話を聞くこともあります。

「部落差別解消推進法」第6条に基づく国(法務省)による実態把握や、自治体による実態把握や意識調査がおこなわれていますが、昨今のインターネット等による部落差別情報の拡散や、学校での同和教育の取り組みの弱まりなど、部落差別に対する教育・啓発の後退が指摘されています。

加えて、特にコロナ禍以降、非正規雇用や派遣労働者の解雇・雇止め、失業率の上昇、女性の自殺の増加などが大きな社会問題になっています。地区内のおいてもその影響がどのようになっているかの把握が求められます。

地域の現状を把握し、隣保館が住民の目線で地域 ニーズを把握することを基本に、

- 一人ひとりの熱意と努力により、地域実態を ふまえた相談事業等を通して、本来の隣保事業 (セツルメント事業)の有用性を広げよう
- 【福祉と人権のまちづくり】における中核的 な施設として、地域福祉活動を通して、地域社 会のネットワークを築いていこう
- 部落差別の解消と人権の確立に向けた隣保 館活動を創造しよう

を、あらためて共通確認することを強く期待します。

今日の新たな情勢の下で、「福祉と人権」の砦である隣保館の真価が問われており、全隣協の伝統と成果を大きく広げていくことを確認したいと思います。

(4) 福祉制度改革の動向

2015 (平成 27) 年4月に「生活困窮者自立支援法」 (以下、「自立支援法」) が施行されました。2018 (平成 30) 年6月に一部法改正され「生活困窮者における自立支援は、①生活困窮者の尊厳の保持が図られ、②就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立その他の状況に応じて包括的・早期的に行われ、③地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制を整備して行わなければならない」と規定されました。これら三つの基本理念の下に、より一層の連携等を図った支援体制の構築の必要性が求められています。

そして、2021 (令和3) 年4月1日施行の社会福祉法では、新たに「重層的支援体制整備事業」(以下、「重層事業」)が創設されました。市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、I相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設すると規定されています。新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業となり、実施市町村には交付金が交付され

ます。

「重層事業」の具体的な手法がまさにこれまで隣保館が行ってきた総合的相談・継続的相談・伴走型相談そのものであり、館が行ってきた相談事業のノウハウが、より広く活用される法的な整備が始まったといえます。併せて、地域社会において「福祉と人権のまちづくり」をキーワードに、広いエリアのコミュニティセンターとして具体的課題の解決に全力で取り組んできましたが、私たちの事業に大きな期待がかけられていることを自覚しなければなりません。

3. 今後の隣保館活動の課題

(1) 隣保館における事業展開

全国的に、館事業を展開する対象地域が周辺地域 や当該自治体全体に広がっているものの、地域に密 着した相談援助事業や地域福祉活動の取り組み、ま ちづくり活動の推進などの取り組みでは温度差が 見られます。また、現在早急に見直しが必要とされ るものとして、館の取り組みのマンネリ化(前例踏 襲での事業消化)、市民ニーズの収集、地域のサポー ト(支援)体制の再確認、実態把握、職員の意識変 革、資質の向上等に一層の努力が求められます。

先進的な取り組みが進められている隣保館においては、いち早くこのような課題に対応すべくさまざまな工夫がなされていますが、全国的なレベルを上げるためにも各種の研修会を通じた人材育成と、ホームページ等による各地の取り組みの情報交換を活性化し、特色ある館活動を打ち出していくことが求められます。

(2)市町村合併や地方財政窮迫に直面した隣保館の現状

市町村合併が進められましたが、多くの自治体の 行財政が好転するまでには至らず、さらなる行財政 改革がおこなわれています。同和行政においても、 新自治体移行後における組織機構や事業の見直し による縮小・廃止が進められています。

今後さらに懸念される事態として、隣保館の廃止や他施設への転換などの設置目的の変更、一般的な人権啓発施設への移行等の動向、職員配置をめぐっては、施設の統廃合に伴う職員の集中配置体制への移行、館長の嘱託化等の非正規職員化の動向、財政面等においては、事業費の削減、旅費・負担金の削減による研修機会の減少等があげられています。

地方財政の窮乏状況を理由に、このような状況は、 各府県隣協が情報の集約と組織内での情報交換を 進め、実質的な事業の低下が生じないよう機敏な対 応が引き続き求められます。

また、隣保館施設の財産処分について、国は、『近

年、隣保館等をはじめ共同作業場等の地方改善施設について、厚生労働大臣の承認を受けることなく財産処分を行う等の不適切な事例が散見されるところであるので、財産処分を計画する場合にあっては、その検討段階で連絡を願いたい。』(平成 31 年 3 月 5 日厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議)と安易な隣保館廃止に警鐘を鳴らしています。

(3) 指定管理者制度と隣保館の現状

厚生労働省は、指定管理者制度について、「国の隣保館設置運営要綱があるもとでは指定管理者制度はなじまない」としていますが、2023(令和5)年度では22館が指定管理者制度による運営に移行しました。

全隣協では、「あしたの隣保館検討委員会」報告の 資料に、指定管理者制度についての見解をまとめて いますが、今後とも、指定管理者制度を活用して積 極的に隣保事業を行おうとするNPO法人や団体 等の出現を視野に入れて、調査研究、学習討議を深 める必要があります。

また、2016 (平成28) 年4月から大阪市で新たに2館の民設置民営の隣保館が事業を開始しました。

人権・同和問題の解決の拠点である隣保館の設置 目的を踏まえ、現行「隣保館設置運営要綱」の現実 的対応に向けて検討を行います。こうした中、兵庫 県尼崎市では「指定管理者管理運営業務仕様書」の 人員配置(管理運営のための体制整備)の中で、隣 保事業士を配置すること、あるいは全隣協及び兵隣 協が主催する研修会への参加義務付けなどを盛り 込み、指定管理者制度移行によって、隣保事業の停 滞がないような配慮がなされています。なお、指定 管理者制度に移行することを機に、府県隣協や全隣 協を脱会するということが起こらないよう情報収 集と事前の取り組みが必要です。

2023 (令和5) 年9月には、全隣協において指定 管理者制度導入・民設民営館へのアンケート調査を 実施しました。近年における隣保館活動の多様性と ともに、隣保館の運営形態の多様性も視野に入れ、 その現状も含めて、組織内でその情報や認識を共有 していく必要があります。今後、このたびのアンケート調査の結果を、隣保館の運営等についての様々 な課題や展望等を把握し、その情報について組織内 で情報の共有化を図るため活用していきたいと考 えています。

(4) 隣保館関係補助金の動向

全隣協は、設立以来の重要な柱として一貫して隣 保館関係補助制度の存続、拡充について要望を行っ てきました。それは、長引く経済不況と地方財政窮 乏の下で補助制度が廃止されれば、隣保館の廃止や 事業縮小の動きが加速され、これまで隣保館活動で 培ってきた人権行政の成果が大きく損なわれるこ とを憂慮するからです。

依然として部落差別が現存する今日において、隣保館は人権に関わる相談事業や啓発事業等を通じて、その解決に向けた取り組みを積極的に実施していく必要があります。特に隣保館は、地域により偏在があるため、その取り組みは全国一律に取り扱うものでなく、必要とされる地域には、より積極的に事業が推進していけるよう引き続き要請していくことが重要です。

また、全国の隣保館のうち改築や大規模修繕を必要としている館、補修を必要とする館は、32%にのぼり社会福祉施設の中でも著しく低いものとなっています。整備費補助金の4分の1は市町村負担となるため、「地方財政の現状では補助制度があっても手がつけられない」といった現状がうかがえます。耐震化の促進とともに、人権の拠点である隣保館が「障害者差別解消法」に抵触することがないよう、各隣保館が住民と連携し施設整備の実施を実現させることが重要です。

1995 (平成 7) 年1月に阪神・淡路大震災、2011 (平成 23)年3月に東日本大震災、2016 (平成 28)年4月に熊本地震、その後、鳥取県中部地震、大阪北部地震、本年1月1日には能登半島地震による震災と相次ぎました。また2018 (平成30)年の西日本豪雨では死者200人を超える大水害など、大きな災害が日本列島を襲っています。近々予測される南海トラフ地震による津波は、西日本の太平洋側の自治体に大きな不安をもたらしています。隣保館は指定避難所や緊急避難場所としてその機能を担ってきましたし、今後もその必要性は高まってきます。

しかしながら、隣保館の耐震化率は60%強という 実態で、老朽化した隣保館の改修と併せ、急を要す る耐震化をいち早く進めることが必要です。2021 (令和3)年度からは、閣議決定(令和2年12月11日)された「防災・減災・国土強靭化のための5か 年加速化対策」が取り組まれます。天災を最小限の 被害に抑えるため、地域自主防災活動が各地で行わ れていますが、隣保館がその拠点として機能するこ とが強く求められます。

2009 (平成 21) 年度から、隣保館関係補助金について国の会計実地検査が行われていますが、館長の『専任・兼任』の区分基準、兼務の場合に兼務先や館での勤務状態など、細かいチェックが入っています。また、業務日誌や相談記録を求められるなど、具体事業の内容にも質問が及んでいます。会計実地検査への対応はもとより、公的施設は利用者に必要な情報を提供するよう運営要綱で定められていま

す。求められればいつでも事業内容等が明らかにで きるよう日常の準備が必要です。

2011 (平成23) 年度から、隣保館運営費等補助金 基準単価で、『大型館・普通館』の区分がなくなり、 指導職員配置数による補助体系となりました。また、 2012 (平成24) 年度から、継続的相談援助事業を見 直し、相談事業の取り組みを支援するとともに予算 を効果的・効率的に執行する観点から「相談機能強 化事業」に組みかえられました。現行補助金存続に おけるこれら一連の変更・組み替えは、隣保館本来 の機能である相談事業をより重視していくことを 示しており、隣保館職員のスキルアップや相談ノウ ハウの習熟からも職員研修はますます重要となっ てきます。

隣保館運営費補助金のうち、職員が研修参加や隣保事業士資格認定講習に参加する負担金等の支援として、『社会調査及び研究事業の充実』【2007(平成19)年度10万円、2015(平成27)年度から12万円、2017(平成29)年度から20万円】のための補助があり、隣保館職員の各種研修会参加経費について補助できる仕組みが設けられました。これを最大限に活用することも必要です。

そのためにも、各館で主管課や財政担当課ととも にこの制度の趣旨をしっかりと共通確認して、予算 の確保をおこなうことが必要です。

また、必要により府県隣協レベルでの設置自治体への要請文書等の対応も検討してください。

(5) 生活困窮者自立支援法との連携強化に向けて

自立相談支援事業は、必須事業として福祉事務所を設置する自治体が行うとしていますが、社会福祉法人やNPOなどの法人に委託することもできます。隣保館を設置する市の福祉事務所では、直営と委託がほぼ半々で委託先の約80%は社会福祉協議会となっています。一方、町村のほとんどは府県の福祉事務所が所管し、多くは委託(社会福祉協議会)されています。直営であれば、まだ隣保館と近い距離(関係)にありますが、府県福祉事務所や事業委託されている場合は、お互いに連絡をとったこともない、担当者同士の顔も知らないといったことが起こりえます。

また、任意事業である「就労準備支援事業」は、 隣保館で安定就労を目指した各種免許取得(運転免 許・調理師資格等)を識字学級などで行ってきた実 績があります。また、社会的引きこもり状態から生 活習慣改善の取り組みが「相談支援事業」で行われ ている実践もあります。「家計相談支援事業」では、 高利多重債務の整理から家計管理のノウハウまで の取り組み。「学習援助事業」では、学力促進学級(解 放学級)で40年以上の実績を有し、教科指導にとどまらず家庭訪問で見えてきたことは、「学習援助事業」が生活保護世帯だけに留まらない子どもの現状など、隣保館活動で見えてきたさまざまな課題が想起されます。

これらの視点から、支援事業実施機関や任意事業 実施団体との密接な連携と相互の役割をクロスさ せていくことは、隣保館職員の総体的な減員などの ピンチに大きなチャンスとして捉えることが重要 です。

一方、全国においては、隣保館の設置されていない地区も多くを占めるというのが現状です。そこでは、隣保館が複数地区を受け持ったり、教育集会所を拠点に広域隣保活動事業などが行われていますが、「1地区・1 隣保館」のようにきめ細かな相談体制をとるには限界があります。したがって、今回の「自立支援法」の相談体制や内容を周知していく役割を隣保館が担うことも重要かと思います。『制度や対策が部落を素通りしていた』ことを繰り返さないような体制作りが望まれます。

(6) 重層的支援体制整備事業における位置付けの 強化に向けて

重層的支援体制整備事業については、全隣協の 様々な研修会等においても、厚生労働省から制度説 明を受けていますが、それを隣保館がどのように支 援体制の一環として機能させていくかについては、 設置自治体の地域福祉担当課や市町村社会福祉協 議会との調整が十分に実施されていない現状があ ります。

隣保館事業は、社会福祉法に基づき実施されていますが、市町村の行政計画である地域福祉計画に記載がないことは、結果として一般対策の地域福祉事業の中に定着していない現状となっています。現段階では、関係機関との連携をとりながら、伴走型、アウトリーチを含め様々な相談事業等を実施していますが、そのことが行政全体の中で十分に認識されておらず、隣保館側からも伝えられていない状況です。

また、隣保館の活動が、地域交流・啓発事業を重点とした活動になっており、相談機関として地域の 実態を把握していく機能が、人事異動や職員のスキルレベルで十分な配慮がなされていない現状が自 治体によって見受けられます。

先ずは、厚生労働省が主管課長会議で、隣保館の 役割について提起している文書を各府県の隣保館 所管課に改めて確認する取り組みが必要です。

4. 本研修会の意義と研究課題

(1) 時代の変革を見据えた実践と提言

全隣協の協力の下に「包摂型社会福祉のあり方調査研究会」(福原宏幸 大阪市立大学名誉教授)が実施した、全国の隣保館設置自治体と隣保館に対するアンケート調査(2021年11月~12月)及び聞き取り調査が「報告書」(『部落解放研究』219号2023.11)にまとめられています。それによると、厚労省が、隣保事業を地域共生社会づくりにおける施策の一つであることを明確にし、人権課題解決を地域福祉計画の課題としても位置づけていて、今後一層の強化を求めています。

しかし、地方自治体の隣保館所管課と福祉所管課の間の情報共有が進んでおらず、行政計画である市町村地域福祉計画に隣保館が位置付けられていない比率が高いこと、現状の隣保館の体制や施設整備の諸課題が、部落差別解消推進法においては十分に機能していない現状などが指摘されています。

一般対策に移行している隣保事業が、自治体行政の中で地域共生社会づくりに向けた重要な社会資源としての活動実践の認知の必要性と、そのための提言や情報発信(見える化・見せる化)に向けた全隣協や各府県隣協の活動が要請されています。

(2) 「あしたの隣保館検討委員会報告」を活動の 起点に

あしたの隣保館検討委員会報告書では、「これまでに部落差別の撤廃に向けて隣保館が果たしてきた大きな役割と成果をふまえながら、他方で「地域限定」や「地域主導」で進められてきた運営手法を、

「今日的な地域社会状況に合わせて変革を図る好機である」と提起されています。まず、隣保館活動の活動方針や事業計画について、「あしたの隣保館検討委員会報告書」の提起を参考にしながら具体的に作成することが大切です。そして、その内容を職員や地域の人々が共通理解し、具体的な活動に反映されるようにしていくことが求められます。特に、次の5つの隣保館の視点に基づいて、地域の実態等に応じて、独自の「できること」を具体化していく取り組みが引き続き重要です。

ア. 考え・発見する隣保館 【地域の実態とニーズの把握】

- イ. つながる隣保館
- ウ. 支える隣保館 【総合相談活動と自立支援の取り組み】
- エ. 多様性のある隣保館
- オ. 新たな隣保館

(3) 隣保館活動をこれからの地域福祉のモデルに

1990 年代後半、「社会福祉の基礎構造改革」の理念が打ち出され、2000 (平成 12) 年 12 月に「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方

検討会」の報告書が、当時の厚生省社会・援護局から発表されました。その基本的な考え方では、「人々の『つながり』の構築を通じて偏見・差別を克服するなど人間の関係性を重視するところに、社会福祉の役割があるものと考える」と述べ、さらに、「制度論からではなく、実体論からのアプローチを行った。すなわち、いくつかの現在生起している課題の実態をふまえ、個別具体的な解決の方法を考え、それらを総合化していくという検討方法である。」としています。

さらに、「自立支援法」が、今後の隣保館での相談 事業の大きな支えとなることを再確認し、日本社会 における福祉の枠組みに隣保館を組み入れる展望 を明確にすることが重要です。

(4) 地域実態と今日的課題におけるニーズ把握 ~ 同和問題の基本認識の確立を ~

隣保館においては、同和問題に関する基本的な認識として、1996(平成8)年の地域改善対策協議会意見具申、「我が国固有の人権問題である同和問題は、憲法が保障する基本的人権の侵害に係る深刻かつ重大な問題である。戦後50年、本格的な対策が始まってからも四半世紀余、同和問題は多くの人々の努力によって解決へむけて進んでいるものの、残念ながら依然として我が国における重要な課題と言わざるを得ない。」「同和問題は過去の問題ではない。この問題の解決に向けた今後の取り組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりをもった現実の課題である。」を位置づけておかなければなりません。

また、これまでの成果と今後の主な課題で、「これまでの対策は生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備がおおむね完了するなど着実に成果をあげ、様々な面で存在していた較差は大きく改善された。」「しかし、高校進学や大学への進学率にみられるような教育の問題、これと密接に関連する不安定就労の問題、産業面の問題など、較差がなお存在している分野がみられる。差別意識は着実に解消に向けて進んでいるものの結婚問題を中心に依然として根深く存在している。」との指摘について、隣保館活動の基盤に位置づけておくことは言うまでもありません。

5. 今年度の研修討議の柱

(1) 研修テーマについて

研究討議のメインテーマ(統一テーマ)を、**『地域共生社会に向けて多様な隣保館像を創造しよう』** とします。

設定理由について

全隣協が提唱する「福祉と人権のまちづくり」の実現に向けて、隣保館活動の協働の仲間として地域における従来からの諸組織、NPOや自主サークル等との関係機関や団体と連携を深めていくことや、地域社会における課題を発見するシステムとそのための新しいつながりづくり等について、実践しながら議論していきたいと考えています。積極的で大胆な挑戦をお願いします。

② 研修目的について

全隣協では、各種研修会の実施やホームページの開設をおこなっていますが、組織内だけでなく、 隣保館事業を通じて蓄積してきた成果を、対外的にも発信・研修等を行なうことによって、これからの「福祉と人権のまちづくり」を進めようとする団体・機関との連携を図ることが必要です。それらの活動をおこなっていくためにも、隣保館職員の一層の意識向上・自己研鑽が求められると共に、地域のキーパーソン(問題提起できる人材育成、考える隣保館事業を共に担える人材)との連携や研修をより一層すすめることが求められています。

③ 研修システムの見直し

参加規模・財政などの今後の見通しを考慮して、研修日程や内容の再構成、また、会場の選定、開催地の事務軽減や交通の便を考慮した対応が必要とされています。また、これまで組織内を中心に行なってきた研修事業を、組織外の関係組織とも共同で開催できるような形態への移行も視野に入れていくためには、関係者を含めたさまざまな機関・団体への働きかけが必要となります。

(2)研修会の進め方について

① 各組織単位を活かした研修の役割について

昨今、全国規模やブロック単位で開催される研修会への参加において、旅費等の経費負担に制限が設けられ、出張や県外研修等への参加に対する見直しが進められるなか、府県単位を中心とした研修活動の充実が現実的なものとなってきています。今後もその方向は変わることがないため、府県単位で実施する研修をより幅広い地域活動や各種関係団体等との連携や共催のなかで開催するような研修スタイルへの模索と合わせて、さらに実践的・専門的な技能

習得に力点を置いた研修内容を企画すること が必要となっています。

そのため、これまで全隣協から各ブロック協に 配分している研修会予算は、ブロック職員研修会 (宿泊) 開催のためにその大半が執行されていま すが、2009 (平成21) 年度から、ブロックの実情にあわせて、ブロックが計画するそれ以外の研修会経費(実務研修や女性職員研修会など)に充てることも可としました。

この予算執行の柔軟化により、さらに多くの 職員に研修機会を確保出来るようにします。

② オンライン・リモート環境の促進

コロナ禍での経験を活かし、職員の資質向上 のための研修・学習、さまざまな連絡調整を円 滑に行うためにオンライン・リモート設備は有 効な媒体だと考えます。現在、自治体によりそ の対応は異なりますが、隣保館で使用できる環 境がより

促進されるよう、所属する所管課等への積極的な働きかけをお願いします。

③ 研修スタイルについて

基本的には、全体会と分科会(実践報告)のスタイルを原則とします。

(3) 分科会の持ち方について

①実践報告の分科会については、「あしたの隣保 館検討委員会」の提起した5つの視点に沿った 実践報告とともに、「ハンセン病問題基本法」「生 活困窮者自立支援法」「障害者差別解消法」「ヘ イトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」「ア イヌ民族支援法」施行を受けて、関係機関等との 連携を活かした自立支援の取り組み、組織・態勢 づくり、地域づくり、居場所づくりや人材育成等 のさまざまな可能性を見出すための実践交流を 深める場とします。

また、ブロック内での状況や必要に応じて、在職 $1\sim2$ 年の新任館長・職員を対象にした、「隣保館活動入門」を設けることも可とします。

②報告では、「現状におけるこれまでの成果」、「今後に向けた課題と方向性」(取り組めていること、取り組めていないこと等)、加えて、館事業全体を通して得意としていること(特に重点を置いていること、PRしておきたいこと等)について、館職員全員で意見を出し合いまとめてください。

また、「隣保館利用者の声」(隣保館の存在で助けられたこと等)、「隣保館の年間総利用人数」(主催・貸館事業)、「連携している団体や機関」などの各種データを駆使し、隣保館(職員)としての役割や方策(かかわり方)、また「福祉と人権のまちづくり」の具体化に向けた創造的で発展的な研究・協議を深めてください。

なお、その分科会設定の目安は次のとおりとします。

ı		
	分科会	分科会のねらい
実践報告・交流	1. ニーズ把握から 館事業につなげる 取り組み (現状と課題)	●二一ズ把握から館事業につなげる 取り組みをとおして、【①現状での 成果・②今後に向けた課題と方向 性・③館事業全体を通して得意とし ていること等】を明らかにし、実践 交流を深めよう
	2. 相談・自立支援 の取り組み (現状と課題)	●相談や自立支援の取り組みをとおして【①現状での成果・②今後に向けた課題と方向性・③館事業全体を通して得意としていること等】を明らかにし、実践交流を深めよう
	3. 啓発・交流の取り組み (現状と課題)	●啓発や交流の取り組みをとおして、 【①現状での成果・②今後に向けた 課題と方向性・③館事業全体を通し て得意としていること等】を明らか にし、実践交流を深めよう
	4. 寄り添い・居場 所づくりの取り組 み (現状と課題)	●寄り添いや居場所づくり等の取り 組みをとおして、【①現状での成果・ ②今後に向けた課題と方向性・③館 事業全体を通して得意としている こと等】を明らかにし、実践交流を 深めよう
講座	5. 隣保館活動入門 【新任館長・職員対 象】	●隣保館の社会的使命や役割、隣保館職員としての心構えについて、共通理解を深めよう (隣保館経験1~2年以内の新任館長・職員、または過去に隣保館活動入門講座を一度も受講したことがない館長・職員を対象)

③その他、ブロック研修会において必要とされる スキルアップ研修や実務研修は適宜企画してく ださい。

6. おわりに

『地域共生社会の実現』の構想は、まさに『「福祉と 人権のまちづくり』をテーマに、これまで隣保館が取 り組んできた"地域づくり"と軌を一にするものです。

これまで隣保館では、さまざまな人権課題の啓発、人材育成や居場所づくり、地域の相談・困りごとへの「よろず相談所」として、総体的・横断的に取り組んできた実績から、これまで以上に隣保館が持つスキルやノウハウを関係者間で共有化し、"地域づくり"の一翼としての期待や役割に応えていくことが求められています。

そのためには、今日的課題に即応した内容や地域課題の再発見にむけた地道な取り組み(情報を共有するためのデータ化・数値化の推進)から、自らの取り組みに繋げていける発想の転換、想像力、企画力を高め、ていくことが強く求められていることは、言うまでもありません。

今後の"彩り豊かな地域づくり"には欠かすことが 出来ない貴重な存在として、さまざまな不安や課題を 抱える人達を、表情豊かな笑顔に変えることができる 隣保館発の取り組みに期待が高まっています。